

児童相談所及び市町村の体制強化

現状・課題

- 児童相談所の体制強化を図る観点から、平成28年改正児童福祉法により、専門職の配置、児童福祉司等の研修義務化、弁護士配置等が規定された。
- このため、各児童相談所において、体制・専門性の強化が着実に進められるよう財政支援を行う必要がある。

- 平成28年改正児童福祉法に規定された、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）の設置促進に向け、市町村に対する財政支援を行う必要がある。

対応方針

平成30年度予算案において、以下の事業に係る補助を行う。

(1) 児童相談所の体制強化

<研修の充実等>

- 児童相談所の職員等への研修に係る費用への補助
 - ・ 研修等（児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修）に係る補助基準額の引き上げ **《拡充》**
 - ・ SV研修等を実施できるよう補助を創設 **《新規》**
- 司法に関する対応が必要となる事例について調整を行う弁護士の配置

<一時保護所の機能の充実・強化>

- 実務経験者である教員OBや警察官OB等の一時保護対応協力員の配置
 - ・ 一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に補助基準額を引き上げ **《新規》**
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置や、夜間休日を問わずいつでも相談に応じるための対応協力員の配置

<その他>

- 未成年後見人支援事業
 - ・ 未成年後見人から適切な支援を受けられるよう、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人も、報酬等の補助対象とする **《拡充》**

(2) 市町村の体制強化

<支援拠点の設置促進>

- 支援拠点を運営する費用及び施設の修繕等
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置
- 専門知識を有するスーパーバイザーの配置

<要保護児童対策地域協議会の機能強化>

- 要保護児童対策調整機関の調整担当者が研修を受講する間の代替職員の配置
- 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイスを行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置 等

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

①専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

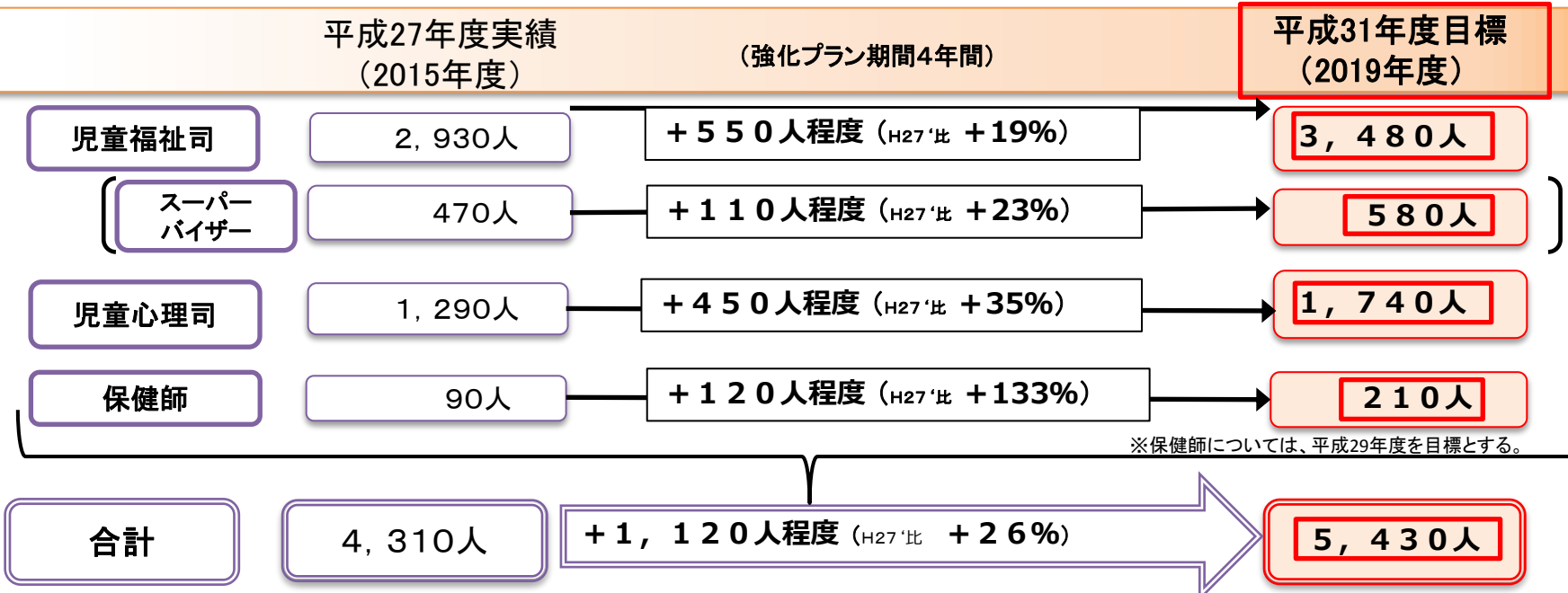
②資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

3. (3) 社会的養育の充実について

現状と課題

- 平成28年に成立した改正児童福祉法及び平成29年8月に厚生労働省の有識者会議で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ、家庭養育の推進や施設の小規模化・多機能化等の推進並びに、被虐待児童に対する自立支援の充実を図る必要がある。
- これまで、社会的養護に関する都道府県計画に基づき、里親委託等を推進してきたが、この計画について全面的に見直し、子どもの権利保障のためにも、できるだけ早期に、改正児童福祉法等を踏まえられたものとしていくことが必要。
- 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、職員の人材育成や養親希望者等の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。

講じた措置（予算・税制・法律等）

- 平成30年度予算案においては、家庭養育の推進や施設の小規模化・多機能化等の推進を図るため、里親支援事業について「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するなどの拡充を図るとともに、児童養護施設等における小規模グループケアの設置か所数の制限の廃止や、保護者等に対する養育支援機能の強化、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業の創設等に必要な予算を計上した。
- また、平成30年度予算案において、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成を進めるための民間あっせん機関の職員に対する研修事業等を創設するとともに、関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への助成事業の創設に必要な予算を計上した。

今後の方向性・スケジュール等

- 都道府県計画の見直し要領(骨子案)について、平成29年12月22日の社会的養育専門委員会に案を示してご議論いただいたところであり、次回の専門委員会は2018年(平成30年)1月末頃を予定している。
- 今後、見直し要領(骨子案)を参考に各都道府県において、計画の見直しに向けた準備や検討を進めていただくことになるが、この骨子案について各都道府県への説明等を行っていく中で頂いたご意見等を踏まえ、追加・補足等を行った上で反映し、都道府県計画の見直し要領として発出。これについては、フォスタリング機関事業のガイドラインや多機能化に関する内容も盛り込んだ見直し要領として年度内に示す予定。
- 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、2018年(平成30年)4月1日に施行されることに伴い、児童相談所運営指針等の一部改正を予定。

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の設置について

社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 委員名簿

平成29年11月22日現在

平成29年10月6日

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

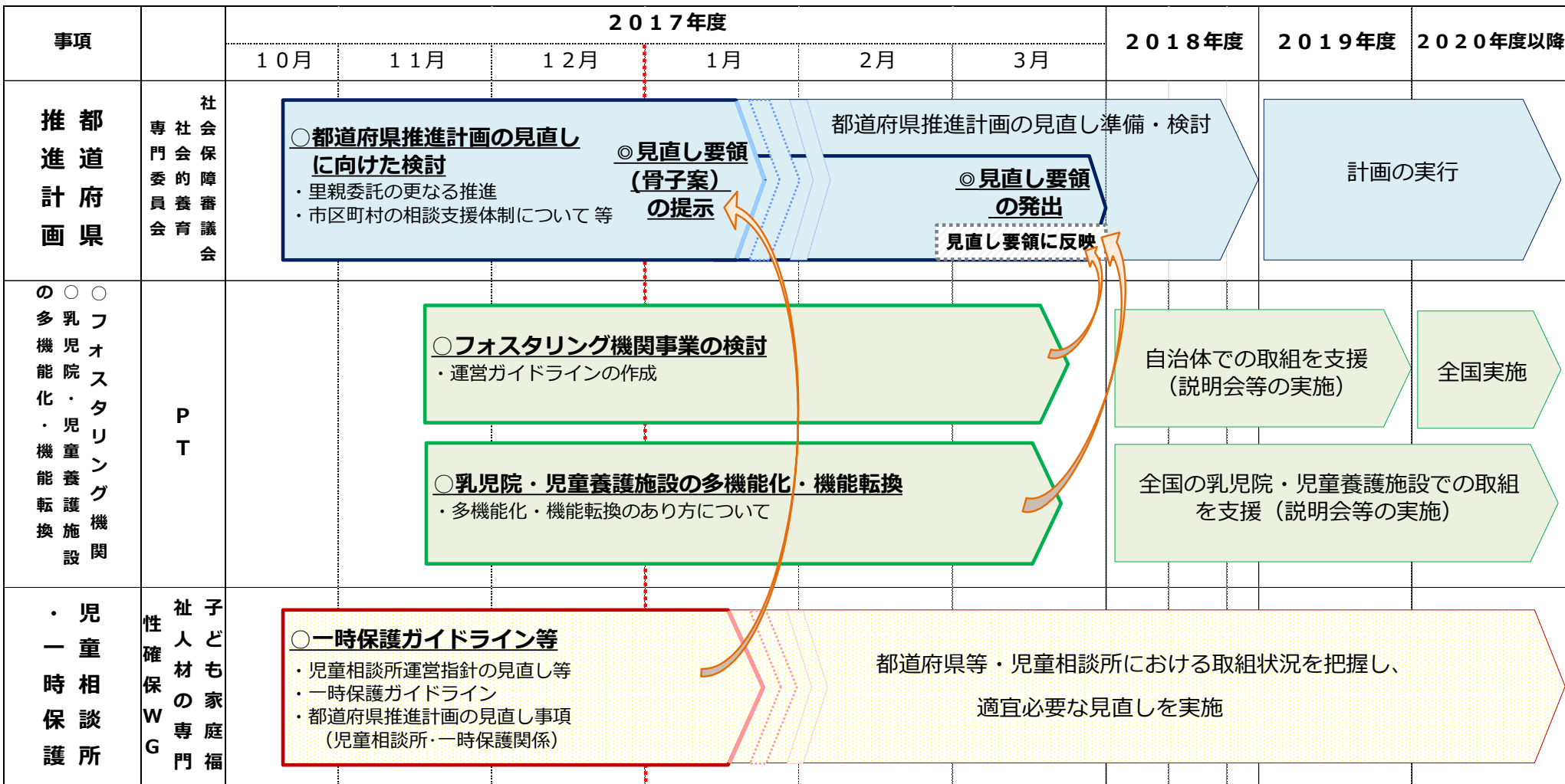
◎

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
青木 建	国立武蔵野学院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
犬塚 峰子	大正大学 客員教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府岸和田子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ころの診療部長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
桑原 教修	児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長
菅田 賢治	母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長
竹中 雪与	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 達昌	児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 副会長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
平井 誠敏	自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長
平田 美音	名古屋市児童福祉センターくすのき学園長 全国児童心理治療施設協議会 会長
ト蔵 康行	ざおうホーム 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 会長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 准教授
三代川 潤一	浦安市こども部 子ども課長
森下 宣明	和歌山乳児院 院長 全国乳児福祉協議会 副会長
山本 倫嗣	高知県地域福祉部 児童家庭課長
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科 教授
吉田 菜穂子	公益財団法人全国里親会 評議員

◎委員長

(敬称略、五十音順)

都道府県推進計画等のスケジュールについて



○児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等を踏まえ、平成30年度予算案において児童虐待の発生予防から児童の自立支援までの総合的な対策を推進する。

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

産前・産後母子支援事業（モデル事業）【拡充】



特定妊婦等に対して産前から産後にかけて支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。



未成年後見人支援事業【拡充】

児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、報酬対象となるよう補助対象の拡大を行う。

一時保護機能強化事業【拡充】

一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。

里親支援事業【拡充】



里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

特別養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う。

乳児院等多機能化推進事業【新規】



乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。



<特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業【新規】>

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

<里親制度等広報啓発事業【拡充】>

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発を追加する。

<児童入所施設措置費等【拡充】>

- ・乳児院等における安定的な一時保護委託の受け入れ及び積極的な里親支援体制の構築のため、児童入所施設措置費の運用改善を行う
- ・児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止する 等

<次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】>

新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

家庭と同様の環境における養育の推進

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加



特別養子縁組制度の推進

- 関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への支援及び人材育成のための研修の実施、制度の周知広報を実施



乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善



ファミリーホームの設置促進

- 家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の単価区分を見直し



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し活用を促進

家庭と同様の環境における養育が困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育

施設の小規模化・地域分散化等

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

家庭養育の推進等に向けた乳児院等の機能強化・多機能化

医療機関との連携強化



医療機関との連携強化

- 医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進

施設の小規模化・地域分散化

小規模化、地域分散化の推進

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

親子関係再構築支援等の強化

親子関係再構築支援等の推進

- 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実
- 里親支援事業に実親との面会交流支援を追加

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,266億円の内数

里親・養子縁組支援の強化

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し利用を促進

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

一時保護機能等の強化

受入体制の強化

- 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

特定妊婦等への支援

産前・産後母子支援事業（モデル事業）の拡充

- 母子ともに社会的養護が必要な場合に、施設において受け入れ、自立に向けた支援を実施

*平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に加える。

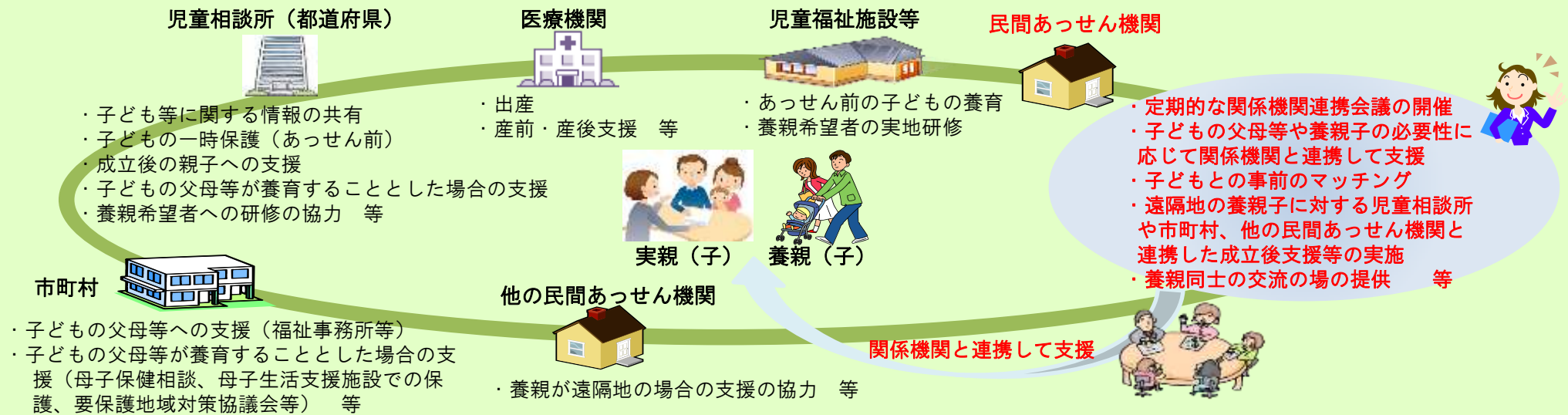


特別養子縁組制度の推進

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円

民間あっせん機関の業務の質の確保を図るための助成事業の創設

- 関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う事業を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業）



民間あっせん機関職員等に対する研修の実施

- 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。（特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業）

広報啓発

- 特別養子縁組制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行うことにより、制度の社会的認知度を高める。（里親制度等広報啓発事業）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(概要)

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」:養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」

許可を受けて養子縁組のあっせんに業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんに業として行うことについて、
(これまで)第二種社会福祉事業の届出



(新法) **許可制度を導入**

(許可基準(営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等)、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。)

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者 (研修の修了の義務付け等)

四 児童の父母等の同意

(養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意)
(同時取得可)

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告(あっせんの各段階における報告義務)

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 (厚生労働大臣が定める) 指針

二 (都道府県知事から民間あっせん機関に対する) 指導及び助言、報告及び検査

三 (国・地方公共団体による) 養子縁組のあっせんに係る制度の周知

第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、**罰則**を規定

第六 その他

施行期日(平成30年4月1日)、経過措置、検討